

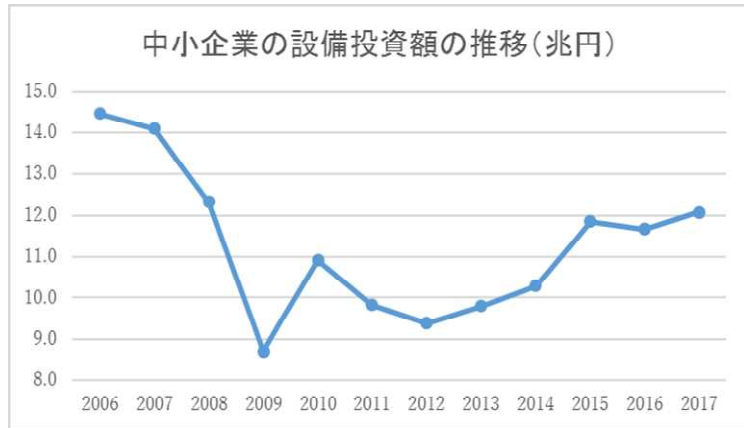
平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省自動車局整備課）

制 度 名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	<p>生産性向上に向けた設備投資を後押しするため、働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点等も踏まえつつ、適用期限を 2 年間延長し、必要な拡充を行う。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2、第 68 条の 15 の 5 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条、第 39 条の 46 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9、第 22 条の 31</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	百万円 (118,200 百万円 の内数) (12,000 百万円 の内数)	
ページ	3 3	—	1

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>政策目的</p> <p>中小企業の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の経営力の向上を図るため、中小企業の設備投資を促進し、生産性の高い設備やIT化等への投資の加速化、経営力の向上を図る。</p> <p>施策の必要性</p> <p>人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。</p> <p>近年、景況感は業種や地域によってばらつきが見られ、経済の先行きの不透明さから設備投資に力強さが欠けているところである。そのような状況下においても中小企業による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、即時償却等の税制上の強力な支援を行うことにより、中小企業の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが「生産性革命」実現のためには不可欠。</p>
-------------------	--

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進
		政策の達成目標	中小企業の設備投資をリーマンショック前の1.4兆円の水準まで回復させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間は	平成31年4月1日～平成33年3月31日(2年間)
		同上の期間中の達成目標	中小企業の設備投資をリーマンショック前の1.4兆円の水準まで回復させる。
		政策目標の達成状況	中小企業の業況は持ち直しつつあるが、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資は横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。



(出典) 財務省「法人企業統計」

要望の措置の適用見込み

(適用期間内における適用事業者数)
 平成 31 年度 71,733 の内数
 平成 32 年度 71,087 の内数
 平成 28 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業実態基本調査等より推計

有効性

要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。
 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
 加えて、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備(機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。
 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。

相当性

当該要望項目以外の税制上の支援措置

中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。
 中小企業投資促進税制は、中小企業の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。
 商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。
 なお、いずれの措置においても、取得価額の 30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用できるとされている。

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業の質の高い投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備（機械装置、器具備品、検査工具・測定工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用件数】 平成 26 年度：61,538 件の内数 平成 27 年度：63,342 件の内数 平成 28 年度：73,705 件の内数</p> <p>【減収額】 平成 26 年度：761 億円の内数 平成 27 年度：825 億円の内数 平成 28 年度：1,182 億円の内数</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置法の条項：第 42 条の 6、第 68 条の 11 適用件数：（特別償却）38,939 件の内数 （税額控除）34,766 件の内数 適用額：（特別償却）5,971 億円の内数 （税額控除）275 億円の内数 平成 28 年度の適用状況</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約 6 割の企業の投資判断を後押ししたとのアンケート結果がある。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が ± 5 ポイント程度の水準を維持する。</p>

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業の業況は持ち直しつつあるが、直近では弱い動きがみられており、売上高も伸び悩んでいる。また、円高の影響及び世界経済リスク等を背景として、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。 税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合等は改善傾向にあるが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成 29 年 3 月迄の適用期間の延長） 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設（適用期間平成 31 年 3 月まで）</p>
<p>ページ</p>		<p>3 3 — 5</p>